

## 区長事務

管内信飛両国ヲ区分シテ三十大区トス、

一大区毎ニ区長一人ヲ置クヲ規トス、三十

大区ヲ再ヒ分ツテ百九十九小区トス、一小区

内五、六村ノ村落アリ、七、八ノ村落アリ、地理ノ

広狭人烟ノ粗密ニ因リ一定セス、各村ニ

亦正副戸長ヲ置ク、区長二次テ各村ノ

事務ヲ整理ス、

一 区長ハ県庁ヨリ達スル御布告并諸

布令書ヲ熟読体認シ区内正副戸長

ト謀リ、人民一般ニ遺失ナク遵奉セシ

ムルヲ権務トス、若シ区内人民ノ布令ヲ

知ラスト云フ者アレハ其責区長ニ歸ス、

一 区長ハ正副戸長ヲ指令スルノ權ナシト云

ヘトモ、其事務停滞セハ之ヲ示諭督

問シ、能否ヲ顧ミ県庁ニ進言スル妨ナ

シトス、大区内人民ニ対シテ教悔若クハ

督責スル如キハ正副戸長ト協議ノ上利

害得失ヲ審ニシ然ル後施行スヘシ、至急ノ件ハ此限内ニアラス、猥ニ権柄ヲ弄シ事務ヲ壅塞スル如キ最嚴禁トス、

一各村是迄正副戸長ノ取扱ヒ来ル事務ハ従前ノ如クタルヘシ、区长之ヲ統管スルヲ得ス、只戸籍法ニ関涉スル件ニハ正副戸長ニテ式ノ如ク整理スルモノヲ一斉ニ検点シ総括シテ県庁ニ上進スヘシ、

□難紛擾ノ弊ナキヲ要ス、

一各村ノ事務上仮令ハ、忠孝ヲ挙ケ凶暴ヲ驅リ、学校病院ヲ創立シ鰥寡孤獨ヲ扶助シ并水理堤防道路修繕荒

蕪開墾スル等ノ如キ凡国家有益、人民ニ便利ナル事ハ厚ク注思シ、正副戸長・学区取締等ト協議ノ上、県庁ニ具状進呈シテ処分ヲ仰クヘシ、

一臨時議院ヲ開キ、区长并正副戸長ヲ指喚シ議員ニ代ラシムルコトアルヘシ、時々

県庁ヨリ条目ヲ定メ代議スヘキノ旨ヲ待テ

後議スルヲ法トス、

一 区長給料ハ大区内正副戸長ト商議一定

ノ上、年給何円或ハ月給何円ノ目的ヲ

立テ、正副戸長ト連署伺ヒ出ツヘシ、

但正副戸長ハ村内人民ト商議ノ後、区長ニ

伝達シ一定スヘシ、

右ノ条々区長事務ノ綱領ヲ掲ケル

モノナリ、之ヲ要スルニ区長并正副戸

長ノ如キハ管内一般ノ人民ヲシテ御布

告ヲ奉捧遵守シ、決シテ悖戾無カラ

シムルニアリ謹戴従事スヘシ

明治六年三月廿一日定